

第五章 元号「平成」の誕生

京都産業大学名誉教授 モラロジー研究所教授 所 功

E-mail: itokoro.moralogy.jp
公式サイト 汗青プラザ
: <http://tokoroisao.jp/>

はじめに

「陛下が崩御になれば年号も更^かる。其れを知らぬではないが、余は明治と云ふ年号は、永遠に続くものであるかの様に感じて居た……」とは、徳富蘆花が『みみずのたはごと』(大正二年刊)に記すところである。その明治をはるかに越えて、干支一巡以上続いた昭和のもとで生まれ育った私どもは、やはり漠然とそれが永続するかのように信じていたのかもしれない。

しかし、六十四年目の己巳に入つてわずか一週間、いわゆる松の内の正月七日、ついに史上最長の昭和年号は終り、直ちに「平成」という新元号が定められ、翌八日から実施された。その当初すこし戸惑いを覚えた人々も、すぐに使い馴れて、結構いい年号だ、と評価する声が高まり、今では広く馴染まれていく。

ただ、改元の手続きや新元号の出典などに関する資料を調べ直してみると、大筋は妥当であるが、細部に補足説明を要する点などが少なくないように思われる。そこで、あらためて「平成」元号の誕生したいきざつを振り返り、また出典・章句の意味、そのほか若干の問題点について、管見を論述する。

一 『元号法』と改元手続き

「平成」の改元は、十年前に制定された『元号法』を初めて適用して行われた。従来の「昭和」年号は、その前の「大正」と同様、明治の『皇室典範』および『登極令』に基づき、新帝踐祚(皇位継承)の直後、枢密院で審議して上奏した結論とおり「勅定」(天皇がみずから定めること)されたものである。しかし、この両法令が戦後GHQの指示で廃止され、代りに作られた現行『皇室典範』には元号の規定が入れられず、別に政府の起草した「元号法案」も閣に葬られた。それゆえ、元号は明文上の法的根拠を失い、公私とも単なる慣習として使われる状態が長く続いた。けれども、これでは将来の改元を確実に行いえないおそれがある。

そこで、昭和が明治を追い抜いた四十五年前後から「元号(再)法制化」の世論が高まり、五十四年(一九七九)六月、『元号法』の成立をみたのである(詳しくは本書第四章参照)。その法律は、左のごとく本則二項から成る(附則省略)。

- 1 元号は、政令で定める。
- 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

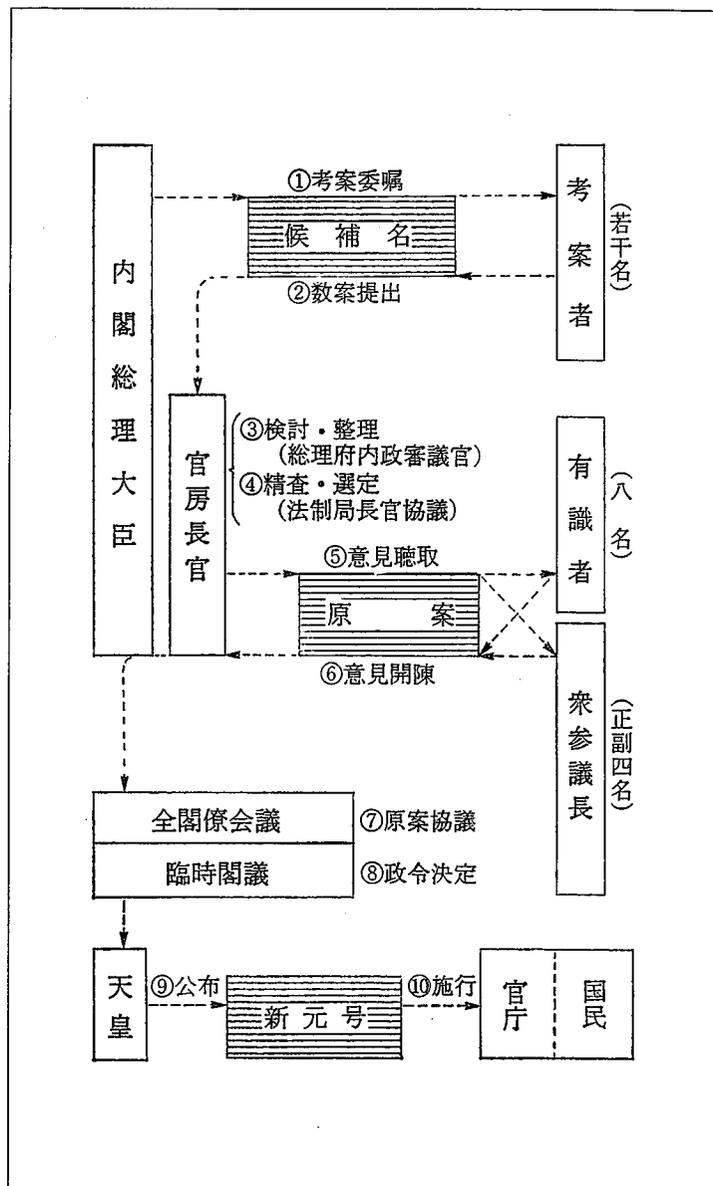
これは、現行憲法で象徴天皇は「国政に関する権能を有しない」とされているために、まず1で内閣が政令によって元号を定めるとの原則を掲げ、また2で現行憲法にも「皇位は世襲」とされているため、明治以来の一世一元制を踏襲して「皇位の継承があつた場合に限り」改元する(在位中二元号で通す)との原則を示したものである。

しかし、これだけでは具体的な改元方法がわからない。そこで、同年十月、閣議報告として「元号選定の手続き」(本書第四章の二所引)が公表され、その一部が五十九年七月に改正された。

これによって、新元号は考案者(若干名)が候補名(各人二五)を提出すると、内閣官房長官が整理して原案(数個)を選定し、全閣僚会議の協議により最善案を選び、閣議で決定する、との手続きは明らかになった。けれども、これを見るかぎり、最終段階で国民を代表する衆参両院議長の見解を伺うとなつてはいるが、それをどのように運ぶのか、はつきりしていない。

また、一体どのような改元の手続きはいつ行うのか、その新元号はいつの時点から使うことにするのか、など具体的なタイム・スケジュールが示されていない。

表10 新元号の成立過程



しかし、右の点についても、昭和六十三年九月二十日、昭和天皇の御病状急変に対応して、内閣の元号担当者が協議し「新元号選定の際に、広く国民の声を聞くため有識者数人の懇談会を開くこと、新元号のスタートを即位の日ではなく、その翌日か翌々日とすること」などの方針を、内々固めたという。こうしてようやく改元の法律も細則も完備されるに至った。その改元手続きを図示すれば前ページ表10のとおりである。

二 正月七日の改元ドラマ

昭和天皇は未曾有の内臓御手術から十五箇月半後、御病状急変から数えて百十一日目の昭和六十四年正月七日午前六時三十三分、吹上御所で満八十七歳八箇月余の生涯を終えられた。それから新元号が公表されるまで約八時間の推移は、すでにマスコミ各紙が詳しく報じており、またいずれ公的な記録が刊行されるにちがいない。よって、ここには私自身が見聞体験したことを中心に書きとめておこう。

私は昭和五十二年二月、『日本の年号』と題する概説書を著わし、また同六十三年三月、論文集『年号の歴史』を纏めた(共に雄山閣出版)。そんな関係上、かねてNHKから、万一の場合、改元関係の報道に協力するよう求められ、そのため、何回も呼び出しをうけた。正月六日の朝も、血圧七〇以下で御容態好転せず、との連絡をいただいたので、とり急ぎ上京。翌七日朝早く、「ご危篤」の報に続いて「ご崩御」の知らせを受け、しばし呆然とした。

まもなく、身支度を整えてNHKに急行したが、報道局内のスタッフたちは緊張した面持で特別番組の最終準備などに走り廻っていたから、私はしばらくの間テレビを視ていた。すでに八時半からの臨時閣議をへて官房長官が新元号原案の選定作業に入ったこと、十時から皇居の新宮殿(松の間)で「剣璽等承継の儀」が国事行為として簡素厳粛に行われたことなど、次々画面を通して知りえた。

そのうちに、改元の閣議は午後一時すぎらしい、との連絡が入ったので、午前中に放送の合間をぬってアナウンサ

一や担当者などと簡単な打ち合わせをしたが、そのさい初めて「元号に関する懇談会」の有識者が左の八名であること」を知らされた（敬称略）。

池田 芳蔵（日本放送協会NHK会長）

久保 亮五（東大名誉教授・文化勲章受章者）

小林與三次（日本新聞協会々長・読売新聞社長）

中川 順（日本民間放送連盟会長）

中村 元（東大名誉教授・文化勲章受章者）

西原 春夫（日本私立大学連合会々長・早稲田大学総長）

縫田 暉子（元国立婦人教育会館々長・NHK解説委員）

森 亘（国立大学協会々長・東京大学総長）

これらのメンバーは、正午すぎ次々と総理官邸に駆けつけたが、写真撮影のあと実際に懇談会が始まったのは午後一時から。そこで「冒頭、小淵恵三官房長官が三つの原案について意見を伺いたいむね要請、的場順三内政審議室長が三案の意味や出典を説明、石原信雄官房副長官が……意見表明を促した」ところ、「八人の委員はそれぞれ意見を述べた」が、おそろしく「政府で内々最優先候補と考えていたのではないか」とみられる「平成」案について、「一番穏やか」「平易で親しみやすい」等々の賛成意見が相次いだという。

その約二十分後、「官房長官は懇談会を抜け出し、国会内の常任委員長室に待機していた衆参両院の正副議長（両院事務総長同席）に会って同様に封書を差し出し……国民代表という立場から意見を聞いた」ところ、両院の正副議長とも「内閣が決めることであり、おまかせする」と述べたという。

それを承けて、一時五十分から総理官邸で開かれた全閣僚会議では、小淵長官が懇談会と両院議長の意見を報告し、三案の読み方などを説明、続いた的場室長から「日本・中国・東南アジアでかつて使用された千三百の元号を調べたが、『平成』は使われていない」と補足し、どの閣僚も「異議なし」と賛同したので、「十分程度の協議で『平成』に絞り、引き続きの閣議で正式決定した」という（朝日・毎日・読売・産経・日経・東京新聞などの七日夕刊記事による）。もつとも、これらの詳しい内容が判ったのは後のことで、私は一時ころスタジオに入り、音の出ないモニター・テレビで動きをみていたにすぎない。しかし、二時ちょうどに放送（テレビもラジオも全波同時特報番組）が開始された五分後、官邸からの連絡に基づいて梶原アナウンサーが「ただ今、全閣僚会議を終り、臨時閣議に切り換えられました。……新元号の発表は二時半ころになる模様です。……」と報じた。

ついで、二時三十五分ころ、小淵恵三官房長官が記者会見場に現われて、「新しい元号はヘイセイであります。……」と声明を読みあげ、「平成」と筆書きした額を高く掲げた（新年号を墨書して公表する案は、NHKなどから要請して採用されたアイデアである）。その瞬間、私は心の底から「ああ素晴らしい年号が選ばれたなあ」と感嘆した。これは決して誇張でも過褒でもない。

私は十年前に示されていた「元号選定の手続き」の2(2)にいう六条件（①国民の理想としてふさわしい良い意味をもち、②漢字二文字で、③書きやすく、④読みやすく、⑤元号・おくり名として用例がなく、⑥俗用されていないこと）を念頭に置いて、おそろしく明治・大正・昭和のインシヤルであるMマ行・Tタ行・Sサ行以外の「永」「弘」「文」「平」というような、画数も意味もやさしい字が選ばれるのではないか、また従来候補にのぼりながら未だ採用されたことのない案（六七〇例以上）が参考にされる可能性もあるだろう、と予測していた。それが偶然ほぼ的中したことになるが、さらに私ども歴史家にはなじみ深い古都の「平城」や「平安」のイメージが現代に甦ったような感じもした。

三 新元号の文字と出典の特色

このように私は、正月七日の午後二時前後、総理大臣官邸を中心に展開された「改元ドラマ」を観ながら、その幕間に過去（昭和・大正・明治など）の改元事情や出典・文字などについて「平静」に解説する予定であったが、前半は緊張、後半は興奮して、充分な役割をはたせなかつた。そこで、いわばその穴埋めとして、新元号の文字と出典の章句などに関する政府の見解を、ここに少し補足訂正させていただく。

表11 日本の(a)公年号文字と(b)候補未採用文字の一覧

(a)	安 17 感 1 乾 1 至 1 正 19 雉 1 德 15 万 4	雲 2 龜 5 元 27 字 1 昭 1 中 3 仁 13 明 7	永 29 喜 3 護 2 朱 1 神 3 長 19 白 1 養 3	延 16 吉 1 弘 5 寿 4 齊 1 鳥 1 武 1 曆 16	応 20 久 9 興 1 授 1 政 3 真 8 福 1 靈 1	嘉 12 亨 8 與 1 祥 1 祚 1 禎 1 文 19 老 1	化 3 慶 9 康 10 昌 1 泰 1 天 27 固 11 禄 7	寛 15 景 1 衡 1 承 14 大 6 同 1 保 15 和 19	観 3 建 9 国 1 勝 1 治 21 銅 1 宝 10	
(b)	育 允 義 欽 惠 見 考 高 順 初 清 靖 秩 澄 邦 封 用 樂	運 皆 休 求 堅 健 綱 叙 初 叙 澄 静 封 豊	会 開 恭 教 顯 玄 載 始 聖 國 廷 統 命 佑 有 令	監 協 業 恒 功 恒 受 柔 禛 垂 道 得 祐 裕	漢 合 啓 敬 恒 洪 柔 俊 垂 瑞 得 寧 寧 能	紀 基 敬 厚 洪 厚 俊 厚 瑞 厚 寧 厚 能 厚	容 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容	容 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容	容 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容	容 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容 陽 容

※1 漢字は現行字体で示した。(a)の漢字の下の算用数字は「二四七」の公年号に使われた回数である。
2 漢字の右脇に無印は教育漢字、；印はプラス常用漢字、く印はプラス人名漢字、ll印は表外漢字である。

五帝本紀、及び『書経』の大禹謨の「内平かに外成る」(史記)「地平かに天成る」(書経)という文言の中から引用したものであります。この『平成』には、国の内外にも平和が達成される、という意味がこめられており、これから新しい時代の元号とするに最もふさわしい……」

この説明で一応事足りるが、戸川芳郎氏(東京大学名誉教授)の御示教によれば、「平」は空間的に社会が治まること、「成」は時間的に万物が整うことであり、両者あわせて、世の中が穏かに進んでゆくことを意味するといふ。

このような年号の出典としては、平安中期(十世紀)以降の史料しか残っていないが、従来判明したものを数えてみると、森鷗外の『元号考』や森本角蔵氏の『日本年号大観』などによれば、七十七種ほどある(未採用候補名の出典も加えれば百種以上)。そのベストテンに入る古典は、一『書経』(尚書) 35回(未採用85回)、二『易経』(周易) 27回(70回)、三『後漢書』 24回(57回)、四『文選』 22回(65回)、五『漢書』 21回(34回)、六『晋書』 16回(35回)、七『旧唐書』 16回(11回)、八『詩経』 15回(39回)、九『史記』 12回(33回)、十『藝文類聚』 9回(11回)である。

このように今回採択された「二四七番目の公年号『平成』」の出典として発表された古典のうち、『書経』は過去一番多く使われ、『史記』も十位以内に入る。つまり、最もオーソドックスな漢籍が用いられたことになろう。

四 『書経』と『史記』の大意

こうして選ばれた「平成」の出典章句を四字熟語としてみるならば、『書経』は天地(タテ)の平成、『史記』は内外(ヨ)すなわち、『書経』の「大禹謨」篇は、本来孔子の編といわれる原文がなく、それが一たん失われた後、おそらく

南北朝時代(四世紀ころ)、晋の梅賾などが古書に引かれている断片的な逸文などを集めて作ったものといわれる(林泰輔氏『書経講義』、池田末利氏・全釈漢文大系『尚書』参照。以下の訓読と通釈も右両書参照)。そのなかに次のような記事がみえる。

まず新元号の二文字について表11をみると、「平」(漢音ヘイ

五画)は、従来の公年号「二四六(大化)昭和、白鳳を除き北朝年号を加えた数)に使われたことのある七一字(表の右側(a))のひとつであり、十一回用例がある(平治・天平・寛平・承平・康平・仁平・正平など)。

それに対して「成」(漢音セイ・六画)は、今回初めて採用された。もともと、平安中期以降すでに候補名の中にあげられて未だ採用されたことのない一〇六字(表の左側(b))のひとつではある。

前回「昭和」改元の際、長らく七〇字に限られていたのに新しく「昭」を加えたと同様、今回も新たに「成」を採り入れられたのは英断と称してよいであろう。

なお、参考までに、諸橋轍次博士の『大漢和辞典』第四巻(初版昭和三十三年)をみると、「平」の項(現行版四九九頁)に「平成」がすでに熟語としてあげられ、「ヘイセイ」と読まれている。

次に「平成」の意味は、小淵恵三官房長官が記者会見のさい読みあげた竹下登総理大臣の「談話」に、次のごとく説明されている(傍点筆者、以下同様)。

「新しい元号は『平成』であります。これは、『史記』の

「禹曰、於帝念哉、徳惟善政、政在養民、水火金木土穀惟修、正徳利用厚生惟和……俾勿壊。」(禹いはく、ああ帝(舜)念はんかな、徳はこれ政を善くし、政は民を養ふにあり。水火金木土穀(六府)これ修め、正徳・利用・厚生(三事)これとし……壊る勿らしめよ。)

「帝曰、兪、地平天成、六府三事允治、万世永頼、時乃功。」(帝(舜)いはく、兪り、地平かに天成り、六府・三事まことに治まらば、万世永く頼らん、これ乃の功なり。)

これは、中国太古の伝説的な天子舜帝の登用した禹(夏の始祖)が、政治は民生に不可欠の六府(五行の働きと五穀の実り)が齊うよう、また三事(人徳を正しくし、日用を便利にし、生活を厚にすること)が行われるようにすることこそ肝要、と進言したところ、舜帝は「そうだ、地も天も穩かに治まり、六府と三事が本当によく行われるならば、未永く頼りになるから、それこそ汝の功績である」と称賛した、というような意味である。

一方、『史記』は、周知のごとく漢の司馬遷(BC九三年歿)の完成した歴史書であるが、巻一の「五帝本紀」は、伝説的な黄帝から舜帝まで五名君の治績を記した部分で、史実というより古代中国の政治的な理想像を描いたものといえよう。そのなかに次のような記事がみられる。(以下の訓読と通釈は瀧川龜太郎氏『史記会注考証』、吉田賢抗氏・新釈漢文大系『史記』参取)

「昔、高陽氏有才子八人、世得其利、謂之八愷。高辛氏有才子八人、世謂之八元。……舜、拳、八愷、使主后土、以揆百事、莫不時序。拳、八元、使布五教于四方、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝、内平外成。(むかし高陽氏に才子八人あり、世その利を得て、これを八愷といふ。高辛氏に才子八人あり、世これを八元といふ。舜は八愷を挙げて后土を主らしめ、以て百事を揆らしめしに、時に序でざるなし。八元を挙げ、五教を四方に布かしめしに、父は義、母は慈、兄は友、弟は恭、子は孝にして、内平かに外成れり。)」

これは、舜帝(黄帝の八世孫)が、かつて高陽(黄帝の孫)の時代、世の中に利益をもたらした八愷(八人の温良な才子)たちの子孫を登用して、土地のこと(経済)など万事を任せたところ、すべて時宜をえないことはなく、またかつて高辛(黄帝の曾孫)の時代に活躍した八元(八人の善良な才子)たちの子孫を登用して、五教(儒教倫理)を天下に弘めさせたところ、父は正義強く、母は慈悲豊かに、兄は弟妹に親切、弟は兄姉に柔順、子は両親に孝行となり、内(家庭ないし国内)も外(世間ないし国外)も平和になった、というような意味に解することができる。

五 『春秋左氏伝』に両句併出

ところで、放送中に私の脳裏をかすめたことが二つある。その一つは、「平成」という文字が確か過去の候補名中にあつたはずだ、ということ。いま一つは、「内平外成」とか「地平天成」というような熟語表現は、おそらく他の漢籍にもあるにちがいない、ということであつた。このうち、まず後者の事例から紹介しよう。

それは『春秋左氏伝』にみえる。本書は、孔子が筆を加えたと伝えられる魯の歴史書『春秋』に対して、左丘明など(未詳)が西暦前三世紀ころ注釈を作り漢代にも手直しされたといわれる伝(注釈書)である。そのなかに次のような記事がみえる。(以下の訓読と通釈は鎌田正氏・新釈漢文大系『春秋左氏伝』参取)

(a) 僖公二十四年(BC六三六)

「君子曰、服之不衷、身之災也。詩曰、彼己之子、不称其服。……夏書曰、地平天成、称也。」(君子いはく、服の衷はざるは身の災ひなり。詩にいはいはく「彼のこの子、その服に称はず」と。……夏書にいはいはく「地平かに天成る」とは称へるなりと。)

(b) 文公十八年(BC六〇九)

「昔、高陽氏有才子八人……天下之民謂之八愷。高辛氏有才子八人……天下之民謂之八元。……舜臣堯、拳、八愷、使主后土、以揆百事、莫不時序。地平天成。拳、八元、使布五教于四方、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝、内平外成。」(訓読省略。前掲『史記』参照)

右のうち(a)は、子蔵という人物が華美な服装をして鄭伯に憎まれ身を滅ぼしたことにちなんで、君子が、不釣合な服装は身の災いのものである。詩(現存の『詩経』小雅)に「かの小人たちは不釣合の服を着ている」とあり……夏書(原『書経』の逸文か)に「地(水土)は平かに治まり天(時候)も施しを成す」といつているのが本当の調和であると評した、というような意味である。この「夏書」逸文が前掲『書経』大禹謨中に舜帝の言としてみえる部分の典拠かどうかは明らかでないが、これにより古く漢代、ころから「地平天成」という熟語のあったことは確かであろう。

また(b)は、文公の跡を継いだ宣公に対して、季文子が申しあげた政道の教訓のなかに、舜帝の治績として記されている。その内容は前掲『史記』五帝本紀の当該部分と同一であり、表現もほとんど一致する。ただ、『史記』の記事には「内平天成」だけで「地平天成」の表現を欠くが、『春秋左氏伝』では、前半、八愷の登用によって「地平かに天成り」というのと、後半、八元の登用によって「内平かに外成る」という成果をあげたのが、対句形式になっている。しかも、通説では『左氏伝』の方が『史記』より古いとみなされており、仮に逆だとしても、「内平天成」と「地平天成」との両句が揃って漢代ころからあったことは、認めてよいであろう。

このように「平成」の出典章句は、公表されている二書だけでなく、それよりも古いのではないかといわれている『春秋左氏伝』に、舜帝の儒教的善政を表わす名句として、二つとも揃ってみられる。したがって、これもふまえて「平成」を解釈するならば、あらゆる分野で有能な人材を活用することにより「国の内外にも天地にも平和が達成される」という意味が一層明確になる。

さらにいえば、先の「昭和」年号(出典『書経』堯典「百姓昭明にして万邦を協和す」に掲げられた「君万民の和合、世界平和の達成」という遠大な理想を、あらためて継承し発展させようとの理念を示したのが「平成」年号にほかならない、と理解してもよいであろう。もともと、その名に実を伴わせられるかどうかは、これからの私どもの努力いかんにかかっている。

六 菅原道真の子孫が初提案

もう一つ、「平成」という年号案はかつて一度候補にのぼったことがある。森本角蔵氏の前掲書(資料篇)を基に私が整理した「日本公年号の出典と勘申者」一覧表(後掲の付一)に明らかなく、かつて候補にのぼり何度目かに採用された年号は、出典か勘申者(候補名提案者)の判明する平安中期以降の二〇二八年号中、一三二例(約六五%)もある。念のため、五回以上の例を示そう。

1一六回……天保、2一四回……嘉慶、3二二回……文安・宝曆、4一一回……永享・安永・天明・明治、5一〇回……承安・仁治・康安・寛永、6九回……慶長、7七回……応仁・天和・明和・文久、8六回……貞永・元徳・寛正・永正・嘉永、9五回……承保・久安・建保・文永・嘉元・延元・建徳・正慶・延文・応安・康暦・延徳・慶安・明暦・正徳・享和・慶応・大正。(同時に二人が同一の年号案を勘申している場合も一回と数えた。)

このうち、「明治」は室町中期「正長」改元(二四二八)の時から十一回目、「大正」は鎌倉末期「元弘」改元(二三三二)の時から五回目に、ようやく採用されているが、初回で採用された年号に較べて少しも遜色がない。むしろ、何度も候補にあげられたのは、多くの勘申者がそれだけ年号にふさわしいと考えたことを示すともいえる。それが採用されるかどうかは、各改元時の年号案審議に参与した人々の文化的感覚や政治的判断などによることである。

しかれば、「平成」を初めて勘申したのは誰かといえ、おどなが「慶応」改元(一八六五)の際、文章博士であった高辻脩長おどながにほかならない。元治二年(一八六五)四月七日に行われた「慶応」改元の関係文書(年号勘者宣言・改元勘文・改元条事定並改元次第・改元詔書など)は宮内庁書陵部に一括所蔵されており、その要点は宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第五に引載されている『定功卿記』『二条家日記』などにより知ることができる。しかし、ここでは勘申者の家系と特色について略述するに留めよう。

年号候補名の勘申者は、大学寮の文章博士と式部大輔が大部分であつて、そのポストを次第に菅原道真の子孫が多く占めるようになったから、おのずと年号勘申も菅原氏の専門家職化して江戸末期まで続いた(後掲付II略系図参照)。ただ同氏は、途中で高辻家と唐橋家に分かれ、また高辻家から五条家と東坊条家、さらに五条家から桑原家と清岡家が分かれて、幕末には六家あつた。そのうち、元治二年に年号案を勘申したのは、高辻脩長(文章博士、二十五歳)と唐橋在光(式部大輔、三十九歳、「慶應」等十四案)と清岡長熙(式部権大輔、五十二歳、「明定」等十四案)の三人で、最年少の脩長が左の十四案を提出している。

〔第一次案〕1 徳政(御註孝経) 2 享長(唐鑑) 3 禎應(晋書) 4 大安(漢書) 5 建明(後漢書) 6 康寧(晋書) 7 天成(晋書) 〔第二次案〕8 永基(晋書) 9 平成(尚書) 10 天寧(文選) 11 乾永(晴書) 12 萬保(毛詩) 13 永寧(宋書) 14 大亨(周易) このうち、9の「平成」は、今回と同じく『尚書(書経)』大禹謨の「地平天成……万世永頼」を出典章句としている。その勘申者脩長は、道真から数えて三十二世の子孫である。日本歴史学会編『明治維新人名事典』(昭和五十六年、吉川弘文館)などによれば、彼は万延元年(一八六〇)文章博士、文久三年(一八六三)大内記となり、維新後東京に出て明治天皇の侍従、皇太后宮亮・東宮侍従長・宮中顧問官などを歴任し、大正十年(一九二一)八十二歳で薨じた(子爵・従二位)。著述は伝存しないようであるが、前記十四案の出典をみても、代々の家学を承けて漢籍(おもに経書と史書)に精通していたものと思われる(詳しくは拙稿「慶應」年号の成立過程)『慶應義塾義塾大学法律学科開設百年記念論文集』平成二年、所収を参照して頂きたい。

ちなみに、その兄弟の信蔵が大宰府天満宮の西高辻家に養子して現宮司の信良氏につながっている。今なお全国的に「学問の護り神」として敬仰される菅公の直系子孫である脩長により初めて考案提出された「平成」が、一二五年後に新しく『史記』も出典に加えて採用されるに至ったのである。

なお、「平成」年号考案者は、おそらく新元号が役割を終えるまで、公表されないことになっている。もちろん「大正」および「昭和」の場合と同じく、大礼(即位礼と大嘗祭)の終了後に編纂されるであろう公式記録には、未採用案などと共に明記されるものとみられる。

ただ、マスコミでは、物故者として、諸橋轅次氏(昭和五十七年歿、九十九歳)・安岡正篤氏(同五十八年歿、八十五歳)・坂本太郎氏(同六十二年歿、八十五歳)・貝塚茂樹氏(同六十二年歿、八十二歳)などは、政府から委嘱されていたとみられている。このうち安岡氏は、昭和五十四年の『元号法』成立後まもなく総務長官の訪問を受けて「平成」案を提示した可能性が高いといわれている。

しかしながら、これらの碩学が相次いで他界されていたから、あらためて小川環樹・市古貞次および宇野精一・目賀田誠・山本達郎などの諸氏が委嘱されたであろうと推測されている。しかも、あくまで一部の推測ながら、宇野氏と目賀田氏が「正化」か「修文」という案を出され、山本氏が「平成」案を引き継いで出されたといわれている。

七 政令の公布と施行の時期

以上、新元号「平成」の成立過程と、その文字と出典の特色、章句の大意と類例および最初の提案者などについて、順次解説してきた。最後に、その政令公布の手続きと施行時期の決め方について、補足説明しておきたい。

まず改元の政令は、前述のとおり午後一時五十分からの全閣僚会議において実質決定し、続いて二時五分からの閣議で閣僚全員が署名(花押)を加えて正式決定したことになる。しかし、元号は『元号法』第二項に定めるごとく「皇位の継承」と不可分のものであるから、新天皇と無関係に決められてよいかどうか、従来も議論があつた。

たとえば、葦津珍彦氏は、原案を奏上して「御聴許」を仰ぐべきだと主張され(『中央公論』昭和五十四年七月号「天皇と元号」)、私は「原案選定と閣議決定の経緯を速かに「内奏」して、天皇に御理解・御諒承を賜わる必要があるのではないか」(京都産業大学『世界の窓』第三号、昭和六十三年三月発行「昭和の改元と今後の改元」と指摘したことがある。

ただ、事前に「御聴許」を仰ぐとか、事後に結果を「内奏」するとしても、それは時の内閣がひそかに行うことにすぎない。むしろ、より大切なことは、現行憲法の第七条に「内閣の助言と承認」による天皇の国事行為として、

1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。(2-9省略)
10 儀式を行うこと。

と規定されている。したがって、新元号は、改元の政令に新天皇の御署名と御捺璽をいただく公布行為が完了してから公表することが望ましい。また、かつて金森徳次郎國務大臣が「内閣で決まった所の元号といふものを、儀式の面に於きまして天皇の御権能に導き入れることは、考へ得べきものと思つて居ります。」(昭和二十一年十二月十八日貴族院皇室典範特別委員會議事録)と答弁しているのだから、新元号公表の儀式を国事行為とすることも不可能ではないと考えられる。

そこで、改元の決まった一月七日午後二時台の動きを調べてみると、ある新聞には「全閣僚會議が終つた瞬間(二時五分)、的場内閣内政審議室長が官邸から抜け出し、パトカーで皇居に走つた、……新元号名について正式発表前に新天皇に報告するためだった。」と一見リアルに書かれている。しかし、臨時閣議の前に事務担当官が参内して新元号名を新天皇に「報告」するようなことが可能であつたのだろうか。

これに対して『読売新聞』によれば、「臨時閣議は、七日午後二時十分から開かれ、ごく短時間で『平成』を決めた。しかも官房長官が正式発表した同三十五分過ぎまで約二十分間に、首相官邸から宮内庁を通じて、新天皇に『新元号は平成とする』旨が報告され、この手続きの完了を待つて官房長官の発表となつた。」「ただ改元を定めた政令への正式な陛下のご決裁(ご署名)は、発表の約十分後に行われた。」と報じられている。私には、この方が事実に近いように思われるが、はたして総理官邸から竹下首相なり小淵官房長官が皇居の藤森昭一宮内庁長官あたりに電話して報告に及んだのか、今なお定かでない。

この点、もし後者であつたとすれば、宮内庁長官から一種の内奏をしたことにはなるが、憲法に明文のある象徴天皇の国事行為(公布手続き)を軽視したことになりかねないと思われる。

次に新元号の施行は、「事情の許す限り速かに改元を行うという元号法の趣旨、国民生活の便宜等、諸般の事情を考慮して、公布の日の翌日である一月八日以降について用いられる」(首相談話)こととされた。

これは、かつて大正と昭和の場合、今回と同じく先帝崩御・新帝踐祚の即日、新元号を決定したのみならず、その公布詔書に、当日以後を改めて新元号元年となす旨を示して、当日から新元号を使い始めた。即日改元の方法を採らずに、いわば「翌日改元」方式を初めて用いたことになる。即日改元では、新旧年号の境目が問題になる(崩御なり踐祚の時刻を境にすれば同一日に二つの年号があることになり、便宜的に午前零時に遡つて新年号を及ぼせば当日崩御までの時間を否定することに)から、今回は公布の翌日午前零時まで繰り下げることにより、従来の矛盾を解決したのであろう。

しかし、このような翌日改元が可能なら、翌月一日改元とか翌年元日改元も不可能ではないはずである。私は数年前から、先帝の崩御が年末に近い場合、新しい元号は新帝踐祚後速やかに決定公布し、年を踰えて翌年元日より一斉施行する「踰年改元」も検討に値すると唱えてきた。おもな理由は二つある。

その一つは、平安初期から明治初年まで一千年余り、「国君即位し、年を踰へて後に改元するは、臣子の心、一年に二君あるに忍びざるなり。……先帝の残年を分ちて当身(新帝)の嘉号を成すは……孝子の心に違ふなり」(『日本後紀』)との理由により勵行されてきた「踰年改元」の伝統にこめられている皇位継承者間の心情を尊重したい、という思いである。いま一つは、公私とも元号を使用する機会の多い一般国民の便宜を考慮して、新元号への切り換え準備などをしやすくするために、年の区切りとして明瞭な新年元日から一斉に使い始められるようにする現実的な合理性にも配慮したい、という考えである。

とはいえ、たまたま今回は新年正月七日(土曜日)早朝の先帝崩御・新帝踐祚であつたから、その数時間後に新元

編著者 所 功

執筆者 久禮 旦雄
五島 邦治
吉野 健一
橋本富太郎



書名 : 日本年号史大辞典 普及版
編著者 : 所 功
価格 : 9,936 円
新版年月日 : 平成 29 年 1 月 17 日
ISBN : 9784639024361

平成 26 年 (2014) 1 月 25 日 初版発行

《検印省略》

にほんねんごうしだいじてん
日本年号史大事典

編著者 所 功
発行者 宮田哲男
発行所 株式会社 雄山閣
東京都千代田区富士見 2-6-9
TEL 03-3262-3231 / FAX 03-3262-6938
URL <http://www.yuzankaku.co.jp>
e-mail info@yuzankaku.co.jp
振替 : 00130-5-1685
印刷・製本 株式会社 ティーケー出版印刷

©TOKORO, Isao 2014
Printed in Japan

ISBN978-4-639-02296-1 C3021
N.D.C.210 806p 22cm

号を決定して、即日公布・翌日施行という措置がとられ、翌日の八日が偶然日曜日だったこともあって、ほとんどの官庁や会社などでは翌九日月曜日朝までに準備をしてスムーズに使い始めることができたようである。それが新時代への速やかな気分一新をイメージづけるのに大きな役割を果たしたことも事実であろう。

したがって、今回の翌日改元は、国民生活の便宜(合理性)には支障をきたさなかったといえようが、先帝への気持(人情味)を薄れさせることになりはしなかったであろうか。この点は、あらためて慎重に検討したうえで、百年後の当局者が臨機応変に対処されることを念じている。

こうして、新元号の「平成」はスタートした。「元号法」制定から十年、万々に備えて極秘に検討を重ね、政令による一世一元の新例を開いた関係各位の御尽力に、国民の一人として謝意を表したいと思う。

また、首相談話の末尾に「元号は、千三百年余の歴史を有しており……、日本人の心情に溶け込み、日本国民の心理的一体感の支えにもなっております。この新しい元号も、広く国民に受け入れられ……生活の中に深く根ざしていくことを心から願っている」とみえることも同感である。

以上は「平成」改元直後に委嘱され、一週間で書き上げたレポートである。その後二十五年経った今日、「平成」は元号としてだけでなく、大学や会社などの名称にも用いられている。ただ、年の表し方は、むしろ平成に入ってから西暦を使う傾向が進みつつある。

とはいえ、日本の公式紀年としては『元号法』に基づいて定められた「平成」を尊重するのが当然であり、事実、役所の戸籍や免許証も銀行の通帳や証書類も原則元号で統一されている。今後とも、一方で西暦の機械的な便利さを駆使しながら、他方で元号のもつ文化的な豊かさを大切に保持したいものである。